

令和 6 年 5 月 5 日現在

機関番号：15401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01129

研究課題名（和文）ドイツ租税法に見る財産評価の法理論の構築—不動産税を素材として—

研究課題名（英文）A Construction of legal theory related to asset evaluation in German Tax Law:
From aspect of real estate tax

研究代表者

手塚 貴大（Tezuka, Takahiro）

広島大学・人間社会科学研究科（社）東千田・教授

研究者番号：50379856

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、ドイツ不動産税を素材として、効率かつ簡素な財産評価方法のありようを検討するものである。ドイツ不動産税のもとでは、長年評価替えが停滞し、評価額と取引価額との乖離が目立ち、連邦憲法裁判所によりそれが違憲と判断された。その結果、評価法(Bewertungsgesetz)の法改正が実現した。本研究は、新たな、適時の評価替えが可能な財産評価方法について、租税法の観点から検討した。租税原則との関係で、効率化、簡素化を指向する過度な類型化の限界が問題とされた。またわが国の固定資産税に関する財産評価方法に関する改革の提言も行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

わが国の固定資産税においては、課税ミスが散見され、訴訟提起がなされている。そこには固定資産評価基準上の財産評価方法の複雑性が原因としてあるかもしれず、それを効率化、簡素化することは重要な政策課題と言える。本研究は、それを踏まえて、ドイツにおける法改正における改革案を具体的に把握し、それに対する学説・実務の動向をとらえた上で、租税法の観点から検討した。その検討によるインプリケーションを参考に、わが国の財産評価方法の改正の際の素材、着眼点が獲得されうるものであり、本研究は、わが国の租税理論・実務に有益な示唆を与えるものと考えられる。

研究成果の概要（英文）：This research examines efficient and simple property valuation methods using German real estate tax as material. Under Germany's real estate tax system, revaluations have been stagnant for many years, and the discrepancy between appraised value and transaction value has become noticeable, and the Federal Constitutional Court has ruled that this is unconstitutional. As a result, a legal reform of the evaluation act (Bewertungsgesetz) was realized. This study examined a new property valuation method that allows timely revaluation from the perspective of tax law. In relation to tax principles, the limits of excessive categorization aimed at efficiency and simplification were raised as a problem. I also made recommendations for reforming property valuation methods for Japan's fixed asset taxes.

研究分野：行政法・租税法

キーワード：財産評価 不動産税 評価法 固定資産税 政策税制 類型化

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

わが国の固定資産税は固定資産評価基準(以下、「評価基準」)による評価が実務上確立されているが、そこには相応の複雑性もある。それもあってか、課税ミスが発生することがある。そこで、評価基準における財産評価方法を改善する余地があると考えられる。近時、ドイツにおいては、わが国の固定資産税に相当する不動産税に係る評価法(Bewertungsgesetz)の改正が行われ、効率的、簡素な評価方法の確立が目指された。わが国では、評価基準に基づく評価替えが3年毎に行われるが、ドイツにおいては、1964年以降(地域によっては、1935年以降)評価替えが行われずに不動産税の課税がなされてきた。これは不動産の取引価額から乖離した評価を甘受せざるを得ない財産評価方法に問題があり、それを改正すべきことが2018年に連邦憲法裁判所により指示された。かかる判示を受けて、評価法の改正作業に着手がなされた。そうした中で行われる評価法の改正動向を検討することにより、効率的で簡素な財産評価方法の具体像の析出が可能となり、わが国の固定資産税の財産評価方法の改善にも応用できる部分があるのではないかと、という視点が研究開始当初の背景には存在する。

2. 研究の目的

本研究は、わが国の固定資産税における財産評価の複雑性に着目し、その改善のため、評価作業をできるだけ簡素に行う財産評価方法の具体像の解明を目的とする。かような具体像の解明には外国法との比較検討が有用であると考えられる。そこで、そのための比較検討素材として、ドイツにおける評価法の改正作業に着目し、効率的で簡素な財産評価方法の具体像の一例として、その結果構築された新しい財産評価方法の内実を把握し、それに対する検討を行うこととした。ドイツの評価法については、長年評価替えが停滞しており、評価額が取引価額とは大きく乖離するという問題点を孕んでいた。改正を通じて評価替えを適時行うことのできる評価方法に改正がされたことにより、財産評価作業の機能性に十分配慮した財産評価方法の構築がなされたことと推測できる。その具体像、背景にある基礎理論等を検討することによって、わが国の固定資産税に係る財産評価に応用可能な部分を析出し、わが国の財産評価方法の具体像を構築することで、本研究の目的は実現できる。

加えて、ドイツにおいては、(住宅地供給促進という意味での)土地の有効利用のために、一定の土地に不動産税の重課が規定されており、不動産税、ひいてはわが国の固定資産税を政策税制として利用することの適否の検討という点でも興味深い素材を提供している。固定資産税は市町村の基幹税とされているが、本研究は、それを政策的に利用することの適否、その限界を理論的に画するという点も目的とする。

3. 研究の方法

本研究は、ドイツ不動産税を主たる検討素材としており、基本的には文献調査という方法を採用することになる。議会により公表されている立法資料を踏まえて、改正の動機、内実を解明することがその中心的作業である。それに加えて、学説・実務において改正法に対して如何なる評価がなされているか、も把握することが必要となる。そして、ドイツの議論の動向そのものに加えて、特に、ドイツにおける学説・実務における改正法に対する評価軸・基準を認識することは、ドイツの議論、制度のわが国への適用・導入の可否を判断する上では非常に重要性が高い。それにより、ドイツの議論が、わが国の制度を評価すること、具体的な税制像を析出するための基礎理論として利用できるか否かが明らかになるからである。

4. 研究成果

では、以下に研究成果を大まかに述べる。

1に、財産評価作業の性質について。そもそも財産評価という作業を如何にして性質決定すべきか。これは、財産に適正な価額を付する 唯一の客観的な価額を解明するというのではない。もし、これを求めるとすれば、評価作業に伴うコストは甚大なものになりうるし、そもそも該当の評価額の適正性は客観的に検証不可能ではないか。したがって、該当の評価方法が合理性のあるのであれば、評価額は適正なものとなると考えるべきである。勿論、租税立法者のフリーハンドのもとにおいて財産評価方法は制度化されるわけではなく、とりわけ憲法・租税原則との整合性が必要である。

さて、ドイツにおいては、評価法(Bewertungsgesetz)に、財産評価方法に関する規定がある。ドイツにおいては、評価替えが長期間行われてこなかった。この事情として種々に想定しうるが、おそらくは、評価作業に対する考え方がその背景にあらう。すなわち、個々の評価対象財産の個別性を悉皆的に把握した上で評価が行われることが要請されたのではないかと、ということであ

る。ドイツにおいては、評価対象財産の多さに言及されることはあるけれども、学説上の指摘によると、憲法上の権利侵害可能性に言及があるということは、評価者の土地、家屋への深度ある立ち入りを伴う評価作業が想定されているのではないかと考えられる。それ故、適正な価額による評価を行うために、効率的な財産評価方法の構築が必要とされることになるのではないかと考えられる。近時ドイツにおいては、不動産税(わが国の固定資産税に相当する)について、そうした状態を違憲とする連邦憲法裁判所の判決を契機に評価法の改正作業が進められた。要するに、財産評価の効率性の意義の(理論的および制度的)解明が求められるわけである。以上の事情を踏まえれば、ドイツの制度と理論の現状を検討することは、効率的な財産評価方法を構築する上で参考になるところが多いと考えられる。

この点、わが国でも、固定資産税の評価に誤りがあることに伴い、訴訟が提起されている。こうした誤りを少なくするためには、評価作業を簡素化したり、効率化することはわが国でもこの分野における政策課題であるといえる。したがって、ドイツの議論は、わが国における財産評価方法のあり方を再検討する上でも参考になるものと考えられる。

2 に、評価法改正の動向と考え方について。さて、既述のように、ドイツにおける評価法は、近時大きな改正があった。連邦憲法裁判所の判決によると、評価額の適正化が必要である。すなわち、評価替えが長期間なされていないことによる、取引価額との乖離という評価額の問題がある。そこで、この判決の要請に従って、財産評価の方法が改正される必要とされた。判決内容としては、財産評価法の構築に際しては、租税立法者の裁量を広く認めるけれども、個々の評価対象の関係において、相互に現実に適った評価が必要である、というものである。

以上の内容判決に基づき、実際に法改正がなされたが、学説の議論を参考に、改正法が連邦憲法裁判所の要請を満たすものか否かを検討する必要がある。おそらく効率的な評価作業を可能にするような法改正が要請されたのであろうけれども、過度なそれは評価の適正性を殺ぐことになるため、いわば平等と効率(簡素)との相克を租税立法者がどのように解消することになるかが重要である。なお、この点、ドイツの議論によると、新しい財産評価方法と憲法・租税原則との整合性を問う作業が必要となるが、それを問うことは、平等のみではなく、簡素という視点も踏まえた評価方法の構築を理論的に正当化する余地を生み出すと言える。

そして、本研究においては、検討対象につき、主として連邦法(評価法)を中心とした。しかし、改正作業の結果として、一定範囲で各州が独自の判断で制度改変は可能であることになった。すなわち、各州との妥協を図り、改正法の成立を実現するため、憲法により、各州法を通じて、連邦法と異なる独自の規律を配備することが認められている。それ故、若干州法も検討対象とした。

3 に、不動産税の性質について。不動産税は、標準収益税(Sollertragsteuer)とされており、大まかに言えば、不動産が生み出す標準的な収益に課税することになる。また納税者の主観的担税力を考慮しない物税である。課税根拠としては、応能負担原則、応益負担原則のいずれもある。しかし、応益負担原則については、評価額とゲマインデの公共サービスとの対応関係は必ずしも存在しない、との批判がある。

4 に、財産評価法上の評価方法とその性質について。以下に、評価法の改正の内容を簡潔にまとめる。新法では、7年毎に評価替えが行われる。そして、2022年1月1日に新しい(評価である)主確定(Hauptfeststellung)が行われ、2025年1月1日から該当の評価に基づく課税がなされる。課税標準は不動産税価額(Grundsteuerwert)とされ、評価法により計算されることになる。評価法によると、評価対象財産は、農林業財産、土地、家屋となる。農林業財産は収益方式で課税される。土地は、土地面積(m²)×土地基準価額(Bodenrichtwert) = 土地価額(Bodenwert)となる。家屋は、居住用家屋(一家族家屋、二家族家屋等)について、不動産税価額(評価法 252 条) = 土地価額×再計算効率化係数(Umrechnungskoeffizient)×割引ファクター(Abzinsungsfaktor) + 家屋価額((資本化純収益) : {粗収益(Rohertrag) - 管理コスト(Betriebskosten) × 乗数(Vervielfältiger)})であり、非居住用家屋(店舗、店舗・家屋共用建物等)について、不動産税価額 = 土地価額 + {家屋価額 : 粗面積(m²)×評価基準日調整済み通常建築コスト - 経年減価(Alterswertminderung)×価額数(Wertzahl)}である。なお、上述の再計算効率化係数は、土地の面積が一定の値(500 m²)を下回ると、価額が徐々に高くなり、上回ると徐々に高くなる点を調整するものであり、乗数は、家屋の割引率(Liegenschaftszinssatz)および残存利用年数(Restnutzungsdauer)を基に算出されるものである。

以上の財産評価方法は複雑に見える。しかし、仔細に見ると、必ずしもそうではないかもしれない。すなわち、評価作業に、評価業者の定性的評価が入ることを極力少なくすれば、評価作業はいわば機械的なものとなる。具体的には、土地については面積、(既定の)一単位あたりの価額、家屋については評価対象毎に異なる評価方式が用いられているが、その種類、面積、立地場所等に応じて評価法、さらには法規命令である評価法附属のAnlageにおいて規定値があり、相応に機械的な評価は可能である。

さらに、効率的な財産評価の制度的担保として私人の申告・提示義務(Erklärungs- und Anzeigepflicht)がある。評価対象財産の状況は変化するわけであり、その変化をよく知るのは財産を保有する納税者である。それを行政に対して申告・提示させることにより、行政は評価対象財産の状況を精確に知るところとなり、評価作業の精確性が生じるし、加えて、行政の側が積極的に評価対象財産の調査を行う労力は省かれるため、評価作業は大幅に効率化する可能性がある。

ただ、効率化、簡素化の奏功如何という点で、今回の法改正については、前叙の規定値の利用

という類型化の促進という特徴がある。粗収益の平均化、乗数を算出する際の割引率、残存利用年数、再計算効率化係数等のいわゆる類型化措置が随所に見られる。これは効率、簡素という点では積極的に評しうるが、類型化により個々の評価対象の厳密な意味での現実の価額からは乖離が生じる。例えば、ドイツの議論によれば、乗数についても、割引率が若干異なるだけで、数値が大幅に異なる、粗収益の平均化により、低い価額の家屋が高めに評価され、高い価額の家屋が低く評価される等の問題があると言われる。これをどう解すべきか、許容される類型化の枠内におさまっているか、という問題提起は可能である。

5に、各州の改革案について。各州の制度の中には、取引価額に依存しない評価方法があるが、これは効率的で、簡素な財産評価を指向するものであり、連邦法上の制度に対する批判的な見方に基づく。以下に実例を示す。まずは、Bayern州の面積モデル(Flächenmodell)である。これは、土地、家屋の一単位当たりの価額(応益数(Äquivalenzzahl))を予め設定し、それに面積を乗じる方式であり、いわば土地、建物の面積をもって評価するものである。そして、評価額は取引価額には依存せず、不動産税自体にゲマインデのインフラの対価としての位置づけが与えられている。尤も、これに対しては、租税は料金のような対価ではないという理論的難点が指摘されている。次に、Niedersachsen, Hessen州の面積状態モデル(Flächenlagemodell)である。これは、前叙の面積モデルを基礎とするが、それに、該当の土地基準価額を平均土地基準価額で割り、それを0.3乗した状態要素数(Lagefaktor)を乗じる。そして、Hamburg州の居住状態モデル(Wohnlagemodell)である。これも面積モデルを基礎とするが、土地に適用される応益数が居住用地面積の10倍を境に変化する(0.04と0.02)。この根拠として、応益数を比例的にするとゲマインデのインフラと費用負担との間が不均衡になることが示されており、その背後に応益負担原則がある。さらに、Baden-Württemberg州の土地価額モデル(Bodenwertmodell)である。これは、土地の価額のみを評価して課税するもので、家屋を評価・課税の対象に入れない。これ自体論難の対象となりうるが、制度設計者の裁量の範囲内として正当化されるとする見方もある。

6に、不動産税の政策税制の可能性について。ドイツにおいては法改正により、建築適状(baureif)な土地へ不動産税を重課することにより、不動産を市場に流通させることを目的としたC型不動産税が導入された。具体的には、状況、形式・大きさ及びその他の事実上の状態並びに公法上規定に従って即座に建築可能な土地(例：居住、労働の場および公共施設(病院、大学、研究所並びに例えば保育所、若者の集会所または基礎学校)のために利用可能な土地)が課税対象とされており、それにより、既存の住宅地の建増しまたは域内発展の強化への高い需要を満たすとされている。しかし、C型不動産税がどの程度機能するかは未確定であるとされており、さらに、C型不動産税は、建物建築中の土地であっても課税されるという問題点も指摘される(なお、1960年代に一時的に導入されていた同種の税は、建築終了後に建築中に課税された税負担は還付された)。

7に、ドイツの議論をも踏まえたわが国の固定資産税のあり方について。まず、中立的・比例的課税のために固定資産評価基準による全国統一的評価は必要であるが、この点、土地、家屋の評価につき、ドイツにおける各州の提案に親和する、いわゆる平米単価方式を採用する余地がある。また、固定資産税は基幹税であるが、わが国においても、(国の法令によるものも含めて)固定資産税に政策税制が仕組まれることはある。これ自体の必要性は否定できないが、(いわゆる据置特例等の)一部には改善すべきものもある。改善すべき箇所が残ることは、固定資産税の政策も政治から逃れることはできないことを意味しようか。さらに、固定資産の保有に担税力を見出す税、あるいは基幹税だからか、(技術的に可能かもしれないが)土地の有効活用のために固定資産税を政策税制として活用するというのではない。この点、わが国のかかる法状況は、ドイツにおける不動産税の政策的利用に対する懐疑的な評価に通じるものがある。

8に、本研究を総合する意味も含めて財産評価を法学的に論ずる際のポイントについて。前叙のように、そもそも財産の評価を突き詰めて明らかにすることは理論的にも求められてはいないし、実際上も無理である。それ故、合理性ある財産評価方法の確立が必要かつ重要である。例えば、居住家屋は賃料のデータがあるので収益方式、非居住家屋はそれが無いので、原価方式という形で家屋に応じて財産評価方法が異なるが、これはやむを得ないように思われる。しかし、簡素を重視した標準化の要請として、収益方式のもとで賃料(収益)を用いる際相応に標準化したわけであるが、これは、客観的に高い賃料を伴う家屋には低い評価、同じく低い賃料を伴う家屋には高い評価という帰結を導いたのであり、連邦憲法裁判所の要請を満たさない過度な簡素化として論難の対象である。ここで、標準化の限界を何処に置くか、またそれを正当化する論証は可能かという問題が提起され、換言すれば、税制上の公平と簡素との相克が問題となっている。

こうした公平と簡素との相克は租税立法における頻出事象である。しかし、それに対する理論的評価を行い、より良い税制像を導こうと試みるとしても、公平および簡素のいずれを重視するかに応じて具体的税制に対する評価は分かれうる。それ故、この対立軸の設定は判断基準としては切れ味が悪いとも言いうるが(租税原則を当てはめて税制を議論することの限界)、租税立法者の裁量を前提とする以上、かような事態を帰結するとも考えられる。以上の議論からは、規定値による過度な簡素化は避けるべきであり、個々の財産価額にできるだけ近い規定値を法令に設定するか、または過度な簡素化の影響を調整する仕組みを配備すべきとの帰結が導かれよう。

そして、公平な税制を実現するためには、財産評価の基礎となるデータの更新の必要性が指摘される。ドイツの議論によれば、すなわち、例えば、非居住用家屋の評価についての建築コストを算出することについて当てはまるが、Anlage改正等の手間にはなるが、できるだけ現在の価

額に近い評価額が導かれるようにするべきことになる。これは、効率化を理由に実施する必要のない作業ではないであろう。

なお、本研究に基づき研究成果として、以下のものを挙げておく。加えて、本報告書作成段階で掲載決定ではなく、下記には挙げていないが、本研究の成果を総合的にまとめた論文(「ドイツ租税法に見る財産評価の法理論と実際 不動産税を素材として (仮)」)も公表する予定である。

- ・手塚貴大「空き家対策と地方税制 固定資産税を中心に」税 76 巻 4 号(2021 年)2 3 頁
- ・手塚貴大「最新判例批評(25)家屋の評価の誤りに基づき固定資産税等の税額が過大に決定されたことによる損害賠償請求権に係る民法(平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの)724 条後段所定の除斥期間の起算点(最三判令 2.3.24)(判例評論第(750 号))」判例時報 2487 号(2021 年)133 137 頁
- ・手塚貴大「配偶者居住権」日税研論集 81 号(2022 年)221 256 頁
- ・手塚貴大「租税判例速報 共有物の分割と不動産取得税の課税に係る可否[最三小判令和 4.3.22]」ジュリスト 1574 号(2022 年)10 11 頁
- ・手塚貴大「租税判例研究(Number 596)家屋の修繕費用と固定資産税評価[東京地判令和 3.6.18]」ジュリスト 1576 号(2022 年)158 - 161 頁
- ・手塚貴大「国際相続・贈与への二重課税排除」日税研論集 83 号(2023 年)51 85 頁
- ・手塚貴大「地方資産課税としての固定資産税の現状と将来像 人と領域の結びつきの流動化も含めて」租税法研究 52 号(2024 年)1 17 頁(掲載決定)

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 手塚貴大	4. 巻 52
2. 論文標題 地方資産課税としての固定資産税の現状と将来像 人と領域の結びつきの流動化も含めて	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 租税法研究	6. 最初と最後の頁 1, 17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 手塚貴大	4. 巻 81
2. 論文標題 配偶者居住権	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日税研論集	6. 最初と最後の頁 221, 256
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 手塚貴大	4. 巻 1576
2. 論文標題 租税判例研究(Number 596)家屋の修繕費用と固定資産税評価[東京地判令和3.6.18]	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 158, 161
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 手塚貴大	4. 巻 1574
2. 論文標題 租税判例速報 共有物の分割と不動産取得税の課税に係る可否[最三小判令和4.3.22]	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 10, 11
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 手塚貴大	4. 巻 83
2. 論文標題 国際相続・贈与への二重課税排除	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日税研論集	6. 最初と最後の頁 51, 85
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 手塚貴大	4. 巻 76巻4号
2. 論文標題 空き家対策と地方税制 固定資産税を中心に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 税	6. 最初と最後の頁 2,3
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 手塚貴大	4. 巻 2487号
2. 論文標題 最新判例批評(25)家屋の評価の誤りに基づき固定資産税等の税額が過大に決定されたことによる損害賠償請求権に係る民法(平成29年法律第44号による改正前のもの)724条後段所定の除斥期間の起算点(最三判令2・3・24)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 133,137
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件(うち招待講演 4件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 手塚貴大
2. 発表標題 最近の固定資産税の判例動向と制度問題
3. 学会等名 広島県不動産鑑定士協会(招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 手塚貴大
2. 発表標題 地方資産課税としての固定資産税の現状と将来像一人と領域の結びつきの流動化も含めてー
3. 学会等名 租税法学会（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 手塚貴大
2. 発表標題 海外財産の相続・贈与への二重課税排除
3. 学会等名 日本税務研究センター共同研究会「国境を越える人・財の移動と相続・贈与」（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 手塚貴大
2. 発表標題 固定資産評価審査申出棄却決定取消請求事件・東京地裁令和3年6月18日判決(東京地裁令和2年(行ウ)第165号)
3. 学会等名 法務省租税判例研究会（招待講演）
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------